

## 市長意見の提出状況

(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る  
環境影響評価方法書

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
松戸市、柏市、鎌ヶ谷市
  
- 2 市長意見について（内容については別紙のとおり）
  - (1) 松戸市  
意見なし
  
  - (2) 柏市  
意見あり
  
  - (3) 鎌ヶ谷市  
意見なし

松環政第 182 号  
令和 5 年 12 月 20 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

松戸市長 本郷谷 健次  
(公印省略)

(仮称) 松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る  
環境影響評価方法書に係る意見について(回答)

令和 5 年 10 月 27 日付け環第 1026 号をもって照会のあった千葉県環境影響評価条例第 10 条第 2 項の規定による環境の保全の見地からの意見については、意見なしとして提出いたします。

【担当】

松戸市環境部 環境政策課

TEL : 047-366-7089

FAX : 047-366-8114

Email:mckankyou@city.matsudo.chiba.jp

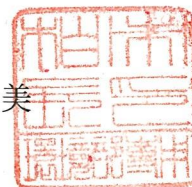




柏環環第1605号  
令和5年12月12日

千葉県知事 熊谷俊人様

柏市長 太田和美



(仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について(回答)

令和5年10月27日付け環第1026号にて依頼のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 回答

意見有り

2 意見内容

別紙意見書のとおり

3 問い合わせ先

柏市環境部環境政策課環境政策担当(担当: XXXXXXXXXX)

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1695(直通)



(環境政策課大気保全担当)

『「5-78ページ表5-2-6-1「悪臭の現地調査地点と調査項目」及び「5-79ページ(ア)悪臭の状況及び(オ)法令による基準等」』について

悪臭防止法の規制基準に基づき、都市計画対象事業実施区域2地点と周辺4地点で調査を実施する内容となっておりますが、今回の悪臭の調査の内容では周辺4地点では特定悪臭物質の調査は実施せず、臭気指数の調査のみ実施されることが示されております。

悪臭防止法の規制に関しては、松戸市では臭気指数で規制を行っているものと考えますが、柏市におきましては、特定悪臭物質として22物質を指定し、都市計画法に定める用途地域内を規制区域として定めております。

周辺4地点の内、調査地点の地点2、地点3及び地点5は柏市内と想定され、臭気指数の調査だけでは、柏市の規制基準による悪臭防止法における予測及び評価はできないものと考えます。

このため、悪臭の調査地点のうち柏市内で実施する場合は特定悪臭物質の調査を実施するよう要望します。

なお、大気質の評価につきましては、柏市南増尾4丁目9番1号に柏市の設置している南増尾測定局が存在し、NOX, SPM, 気象の項目について常時監視を行っておりますので、データの利用について御希望があれば、柏市環境政策課までお問い合わせください。



鎌環第1169号  
令和5年12月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



(仮称)松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価  
方法書に係る意見について(回答)

このことについて、現時点では当市からの意見はございません。  
今後、意見が形成された場合は随時ご連絡いたします。

【問い合わせ】

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課 環境計画係  
〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1  
TEL 047-445-1227  
FAX 047-445-1400  
Mail [kankyokeikaku@city.kamagaya.lg.jp](mailto:kankyokeikaku@city.kamagaya.lg.jp)

